

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

我が国では少子化が急速に進行していることを踏まえ、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めることを目的に「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」が平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行され、平成26年4月に改正されました。

この法律に基づき事業主も従業員が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための雇用環境等の整備について「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

今般、平成29年7月から3年間の第5回の行動計画を下記の通り策定しましたのでお知らせすると同時に、今後も引き続き従業員の仕事と子育ての両立支援に努めていくことと致します。

第5回行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年7月1日～平成32年6月30日

2. 内容

【雇用環境の整備に関する事項】

目標1 : 平成32年6月までに事業年度における年次有給休暇の取得率(当年度取得日数 / 当年度付与日数)を全従業員平均年間80%以上を目標とする。

<対策>

- ・平成29年 7月～ 計画的な取得推進について管理者へ周知。
- ・平成29年 8月～ 本社、事業所ごとに年休取得推進日、取得推進期間等を配置する。
- ・平成29年 8月～ 管理職・事務員の取得率向上に向けて年休取得奨励日を例示する。

目標2 : 当社の育児関連諸制度について周知を行い、各種制度の利用促進を図る。

<対策>

- ・平成29年 7月～ 従業員への周知(社内イントラ等の活用)